

幕末の佐伯と西南戦争（二）

吉田勝重

（会員 佐伯市女島）

これまで多くの人々が研究に勤しんできたが近代史に
関するものが非常に少なかった。そこで、佐伯の幕末から
明治初期についての様子をテーマ毎にまとめてみた。

一、大政奉還・王政復古・版籍奉還

明治の時代は、慶應三年（一八六七）十月十四日の大政
奉還から始まる。これは江戸幕府が持つ政権を朝廷に返
上するというもので、土佐藩主山内容堂公の建白により
徳川慶喜が長州・薩摩の機先を制し二条城で発表したも
のである。

この前日の十三日に岩倉具視卿から薩摩藩の大久保利
通に、翌十四日に正親町實愛卿から長州藩士広沢真仁に
倒幕の密勅が渡されている。幕府にとって間一髪の出來

事であった。

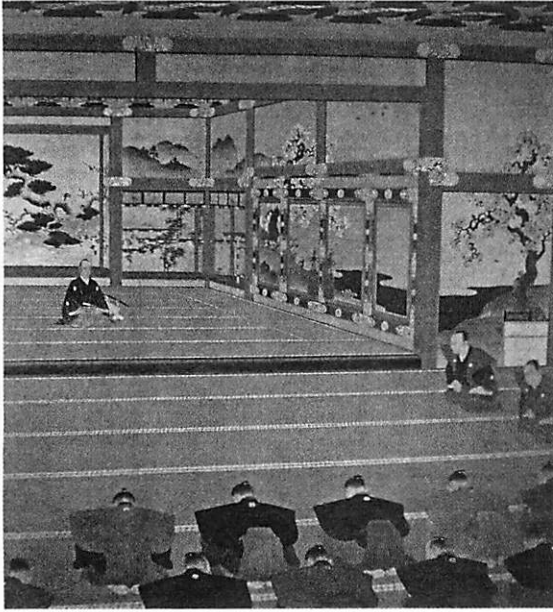
王政復古は、この大政奉還を受け慶應三年十二月九日
に討幕派が大号令として出したものである。これにより
平安時代から続いていた摂政、関白、征夷大將軍、議奏、
国事掛、守護職、所司代等の役職が廃止された。政権は摂
政である二条齋敬から十五歳の明治天皇に移され、総裁、
議定、参与の三役が新たに造られた。

翌、明治二年（一八六九）二月、版籍奉還が行われた。
版籍奉還は今まで統治していた領地、領民を明治新政府
のもとに置くというもので、各藩はこぞつてこれに賛成
した。各藩が賛成した理由の一つに、各藩が持つ多大な借
金で財政破綻に陥っていた事があげられる。

佐伯藩でも明治元年時点で四万両もの借金があったと
いう。しかしこの額は県内の各藩の中では非常に少ない
方であった。

版籍奉還により佐伯藩を統治していた藩主、毛利高謙
は、藩主から知藩事となり政府より家禄（生活費）として
一二三石戴くようになった。この禄（給与）は藩主とし
て統治していた時の十分の一である。一般の禄を食む侍
たちは藩主からではなく、明治政府から禄を給されるこ

とになった。政府の財政困窮により各藩毎に給与改定が実施される事になった。佐伯藩では明治二年十二月に行われている。これを第一次秩禄処分ちつぐくしよぶんという。



二、秩禄処分

秩禄とは、武士に与えられた給与（禄・俸禄）の事で家禄しよらくと賞典禄しょうてんろくが合わさったものである。家禄は従来藩主から戴いていた二十石取り、三十石取り、三俵二人扶持、五人扶持等の禄（生活費）をいう。賞典禄は明治政府樹立のため努力した者の功績により一時的に与えられたご褒美である。この家禄と賞典禄を合わせたものを秩禄と言う。西郷隆盛は賞典禄だけで二千石あったそうで、明治になって政府から給され、大久保利通、桐野利秋等とともに鹿児島に学校を建てている。

明治二年（一八六九）十二月佐伯藩では新時代に対応するため、従来の藩士の格席名称（家老・番頭・物頭など）を廃止し、士族を上士・中士・下士の三段階六階級に、卒族を三階級に分類し新しく俸禄の規定を定め、禄高を改正実施した。（第一次秩禄処分）

新政府から出された第一次秩禄処分は、武士を止め農民や商人になるものに対し、俸禄の五年分を一時金として渡すというものであった。俸禄も藩主の禄（皇租）年貢の十分の一にあわせ次のように改正した。

《士族》

- ・士族上士（従来の給人） 四百石 ↓四十石
- ・準上士（従来の給人格） 百八十石以上↓三十石
- 五十石以上または十五人扶持↓二十石
- ・中士（従来の中小姓）
- ・準中士（中小姓見習） 十二石以下↓五石以下
- ・下士（従来の徒士） 五石以下 ↓二石
- ・準下士（従来の徒士見習） 扶持方は従前通り

《卒族》

- ・一等卒族（従前の目見格） ↓一石八斗
- ・二等卒族（従前の足輕） ↓従前の給米割合
- ・三等卒族（従前の足輕並以下） ↓ 同右
- 一代抱えの卒族は平民となっている。

この改革により、俸禄は一気に十分の一以下に削減された。全体として禄（給与）は、上位に多く下位に少なく削減する累進的削禄法とした。この第一次秩禄処分で武士としての權威は大きく低下した。

この第一次秩禄処分は続いて実施する第二次、第三次秩禄処分に比較すれば軽いものであった。

県内の諸藩の中では臼杵について藩の借金が少なかった

のが佐伯藩である。

第一次秩禄処分は全国で四千五百人余りの武士が農業・商業などの業種に転業している。政府はこの転業に対する支給金額が十万円を越えたので中止とした。

佐伯藩の明治三年の収支予算書が残されている。これによると、明治三年の藩収入は

・玄米で七千六百二十六石三斗八升。

藩主の取分が十%の七百六十二石六斗三升七合、

藩士俸禄に六千五十八石二斗二升五合

と計上されている。

残りの玄米は八百五十石余りである。この中から城や藩邸の修理費、藩邸の経費、大参事、少参事などの役員の給与、諸局入用費、窮民救済費、災害予備金、政府上納金などを支出しなければならない。とうてい賄えない。赤字財政である。

明治五年（一八七二）の佐伯藩の家禄額は五千二百一石二斗六合で、禄を受ける有禄士族は四百三十八人、士族戸数二百八十となっている。

明治三年の記録では士族百九十一戸、卒族二百五十二戸、合計四百四十三戸であった。大幅に減少している。こ

れは、明治五年に卒族の内、世襲の者が士族になり、他のものは平民となつて士族からはずされたからである。

明治三年から五年にかけ士族は四百四十三戸から二百八十戸に三十七%ほど減少したことになる。

翌明治六年（一八七三）十二月に第二次秩禄処分が実施される。家禄・賞典禄百石未満の者に対し、禄高の六年分の就業資金を与えろといふものであつた。

百石未満の禄を貰う武士は、佐伯藩ではかなりの数に上つたと思われる。佐伯藩のトップ家老級が四百石だつたからである。

しかし今回は全てが現金では無く、半分が現金、残りが八分付公債であつた。公債とは今で言う国債のようなもので償還期間も十年と長かつた。自分が必要な時に換金できろといふものではなかつた。

しかし、全国の士族はこの秩禄処分に對し「少しでも生活資金を」と感じてか、多くの武士が就業資金を得るこの制度に参加した。その為、全国で五千七百六十三万八千円余りの出費となり、明治政府は財政破綻を起こし一年半で第二次秩禄は廃止された。また同時に五石以上の禄を頂く者に対し、新たに家禄税が課せられるようになった。

（現金は引き渡し時に、公債は現金に換える際に徴収された。）

武士に取つて、早めに現金を受け取り、少しでも出費を減らそうと考へたものもいたと考へられる。

明治九年（一八七六）八月、第三次秩禄処分が發せられた。それは、今まで華族・士族に對して政府が出してた禄（家禄 \parallel 現金）を全て廃止するといふものであつた。禄を現金で無く全て公債証書にするといふものである。さらにこの公債証書も五年間は据置とし、六年目から毎年抽選で三十分の一だけ償還するといふものであつた。

五年間の据置期間が過ぎ、その後の十年間ですべての公債証書を現金化するといふものであるが、換金する金額により利率が異なつていた。

金禄一〇〇〇円以上	利率五分	藩主が中心
金禄一〇〇円以上	利率六分	上中級の武士
金禄一〇円以上	利率七分	下級武士
売買家禄	利率一割	家禄売買する者

この率にて換金した平均値が統計から算出されている藩主一人当たりの平均は六万五千一百七十七円、上中級武士は千六百二十八円、下級武士は四百十五円、売買家禄の者

は二百六十五円でした。

武士にとつて、この証券が唯一の生活資金であつた。

そこで、この証券をより高く売買し、営業資金にあてようとする武士もあつたようだ。しかし、その大半は商人からの借金の形として抑えられたり、商賈をしても失敗したりして一層困窮する事になつた。

明治九年（一八七六）の大分県の金庫公債額は一人五百十三円であつた。この金額は全国平均の五百五十七円に比べると四十四円も低いものであつた。

このように武士の俸禄は次第に証書化され、生活はさらに困窮してきた。このような中、薩摩藩では独自の秩禄処分（公債の交換比率を挙げる。据置期間を短縮する等）を行い他県より優遇させた。これは明治維新への功労者としての優遇であつたのかどうか。

三、士族が会社運営に乗り出す—殖産興業

佐伯では明治七年（一八七四）佐伯藩士が有慶社という金融業を始めている。また、十三年（一八八〇）には佐伯藩士百四十四名が純治社という紅茶工場を建設、運営している。起業資金として三万円を政府に申請し開業した。

政府からは明治十四年四月にようやく二千五百七十四円が貸し付けられたが、同年秋に十四年火災を起し転業。十六年には製糸工場に転換するも、年の末に解散している。四年間の創業であつた。大分県の他の藩、中津、岡、木付、臼杵なども同様に政府に補助金申請し、養蚕、製糸、紅茶、煙草製造の産業を立ち上げている。

しかし、その大半が転業、廃止の憂き目に遭つている。

他県でも同様な出来事があつた。この様子を東京日日新聞で取り上げ、次のような記事として掲載している。

「士族の商業ハ、或ハ資力ノ微弱ナルニモ拘ラス、其希望スル事大ニシテ外商等ニ取組ヲ為シ、忽チ彼レニ致サレテ失敗スルモノアリ。又ハ共同結社シテ商業ヲ始メ、各自不馴ノ所ヨリ純粹ノ商賈ニ托シテ其社業ヲ司ラシメ、終ニ其者ノ計策ニ罹リテ資金ヲ挙ゲテ耗尽スルモノアリ。或ハ始メ生糸ノ売買ニ従事シ、忽チ變ジテ雜貨商トナリ、暫クシテ製茶商ニ転ジ、皆中途ニシテ転業ヲ為シ其度毎ニ損失ヲ招キ、不知不識負債ヲ重ネ、竟ニ身代限ヲ為スモノアリ。其他細小ノ事業ヲ掲ゲレバ、其不慣ナル有様実ニ枚挙ニ遑アラザルナリ」

（明治前期財政経済資料集成18巻 興業意見書）

「士族ハ奉還金ヲ受取り、祖宗^{そそう}槍先ヲ以テ、取りシ禄ヲ以テ、空シク一時ヤリサキ樹テ捨ルモアリ。商法ノ資金トシテ、忽マチ破産スルモアリ。甚シキハ金ヲ受取ラザル前ニ、誓人ニシテ、此度ハ口^なノミ金ヲ受取ルモアリ。又其内ニハ、稀レニ職業ヲ為シ、除々ニ積金スル者モ有ルヨシ、旧七藩ノ内ニテ、尤モ困窮民多キハ日出、竹田、森ナリ。」

(新聞集成明治編年史 二卷 東京日日新聞)

明治七年十二月二十日付

四、地租改正・徴兵令

明治政府の政策の中に地租改正と徴兵令がある。

明治政府は、従来農民・商人等が持つていた土地や人民全てを国の物としたため、年貢に変わる物を創出する必要に迫られた。年貢に変わる物として造られたのが地租である。土地の持ち主に対し一反当たり三円の地租税をとるものである。

江戸時代は、土地等に縛られ農業をしていても風水害等の災害、凶作の時は税(年貢)に対し配慮が為されて減免等の措置がなされていた。また、土地の売買や兄弟姉妹

等による分配耕作は出来なかつた。

しかし幕末になると、これらの制度政策も緩み、土地の転売等が行われ農民の中に貧富の格差が現れた。土地を手放した農民は、より大きな農民の元で田畑を借り生活するようになった。小作人の出現である。江戸時代は土地を相続するものは長子であり、その家の二男三男は居候として長子の家の片隅で生活し、嫁も貰うことが出来ないうほどのみじめな生活に甘んじていた。

明治新政府になって土地は勝手に耕作しても良い(明治四年九月)、売買しても良い(土地永代売買禁止の解禁)明治五年二月)となり、従来の政策を百八十度転換した。

替わりに出来た地租税は一反当たりの収穫量を一石六斗と定めその率で税を徴収した。種籾代、肥料代として全生産量の十五パーセントが差し引かれるだけであつた。税が削減されると考えていた人々は期待を裏切られ、各地で地租改正反対一揆が起こつた。税は金納とされ土地を持つ者より集められた。土地を持たない者(小作人)は地主から土地を借り生産、その中から使用量として一定の額を物納していた。地主は物納された米などの産物を

転売する事により儲けていた。

徴兵令は明治五年（一八七二）に出された兵員補充を目的に出された制度である。この時点で政府の軍は旧薩摩、旧長州勢による御親兵だけであった。そのため全国の治安の維持は困難である。治安を維持し国民皆兵の趣旨が達成出来るように作られた兵制である。

これには壯兵（志願兵）と俯兵（徴集により選抜）の二種類がある。初めて兵を募集した時、大分県では六十三名（佐伯藩より九名）の者が参加した。しかし全てが旧武士であった。そのため政府は事が起きた時の対処のあり方を考え直し、国民皆兵による軍隊制度を採用した。この軍隊は新たに農民や商人により募集編成した軍である。満二十才に達した者の中から、各県各町村毎に抽選し選ばれたものであった。組織として

- 一、常備軍（三年）、
- 二、第一後備軍（二年・常備軍服役終了者）、
- 三、第二後備軍（二年・第一後備軍終了者）と続き、連続七年の勤務であった。さらに制度として第二後備軍召集者は国民軍として兵籍に入れられ、いつでも軍として

編成されるようになっていた。

その上、常備兵役免役概則（兵役免除者規則）に、

- 一、一家の主人たる者、
 - 一、継嗣並びに承祖の孫（各家庭の跡継ぎの子、孫）
 - 一、独子独孫（各家庭の一人っ子・孫）
 - 一、学業に専念する者（文部、工部、開拓その他の公塾に学びたる専門生徒及び洋行修行のもの）、
 - 一、官省府県に奉職する者
 - 一、海陸軍の生徒となり、兵学寮に在る者
 - 一、徴兵在役中の兄弟
 - 一、自己の便宜により金二百七十円以上を国庫に寄附する者、と書かれていた。
- よつて兵の大多数は農民、町人の二男、三男に集中し農家の担い手が激減した。また徴兵告諭の文から「強壯の者をアメリカに遣し人齋人胆を取る」等の風聞も起こり、村社にお百度参りなどをしたりして徴兵の取り消しを祈った。各地に徴兵反対一揆が次々と起き世の中は再び不穏な動きを示し始めた。